

Ⅲ 調査結果からみえてくるもの

1. 男女共同参画に向けた意識形成

■ 固定的な性別役割分担に肯定的な意見を持つ人は減少してきているが、依然として社会のあらゆる場で男性優遇感が強くなっている

固定的な性別役割分担意識に肯定的な意見を持つ人は、前々回調査（平成 17 年）で女性 44.1%、男性 58.2%、前回調査（平成 21 年）で女性 43.8%、男性 55.9%、今回調査（平成 26 年）で女性 40.8%、男性 45.9%と減少してきており、否定的な意見を持つ人との差は小さくなっています。さらに男性では、内閣府の平成 24 年の調査においては否定的な意見の割合より肯定的な意見の割合の方が高くなっていましたが、今回の東大阪市の調査では否定的な意見の割合が肯定的な意見の割合を上回る結果となりました。男性の意識改革に進捗がみられる結果となっています。

固定的な性別役割分担意識に否定的な理由として、「社会の風潮・慣習としてそう感じていると感じる」「男女で役割をきめるのはきゅうくつだから」という意見が多くなっており、「男は仕事、女は家庭」という価値観を持つ人は少なくなってきました。

しかしながら社会全体からみると、男女ともに依然として「男性が優遇されている」と感じている現状があります。特に仕事に関する分野では、年代を問わずに男性優遇感が高くなっています。

■ 学校における平等教育は浸透してきているが、市民が望む子どもの将来像には男女差がみられる

学校教育の場においては、男女平等であると感じている人が過半数いることから、この意識が浸透してきていることがうかがえます。しかしながら、固定的な性別役割分担意識に肯定的な意識が形成される理由として「子どもの頃からの教育」を原因とする意見があることも見過ごせません。男女共同参画を推進するためには、小・中学校の段階から性別に捉われずに個人の能力や希望を重視した進路指導を行い、家庭での役割分担などについて学ぶ機会を提供する必要があります。

また、今回の調査結果を国と比較すると、家庭生活の場において「平等である」と感じている人の割合が大きく下回っていることわかりました。子どもの将来像について、女の子には人間性の豊かさや円満な暮らしを、男の子には経済的な自立をそれぞれ望む人が多く、こうした家庭内の教育方針が子どもの選択を制限してしまう可能性があります。

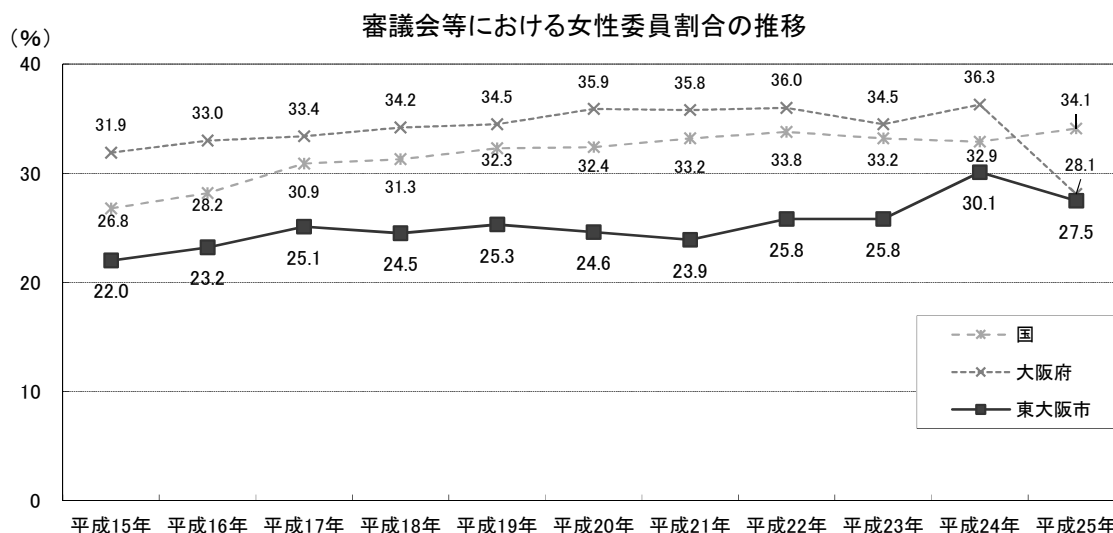
「男女平等を進めるために、小学校、中学校でどのような取り組みが重要だと思いますか。」という問いに対して、30 歳未満の男性の6割近くが「メディア（インターネット、テレビ、新聞など）の情報を正しく読み解き、役立てる能力を養う教育を進める取り組み」が必要であると答えています。インターネットは世界中のさまざまな情報を、簡単な操作で手に入れることができる便利なコミュニケーションツールとして浸透してきました。しかしその一方で、暴力的な表現やアダルト画像など、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報にも触れる可能性が高くなっています。このようなメディアを取り巻く現状に対応するためには、発信者側の自主的な取り組みを促すとともに、情報を主体的に収集・判断し、適切に受信することができるようメディア・リテラシーを高めることが大切です。

2. 男女が共に活躍できる環境づくり

■政策方針決定の場への女性の関心は薄いが、若い世代では比較的参加意向が高い

東大阪市の審議会等における女性委員の割合は緩やかな上昇傾向にあります。男女共同参画の推進に関する活動の参加意向として、男女ともに約半数が「特になし、わからない」と回答しており、特に男女平等をめざした制度や施策の制定・見直しへの提案や政策決定の場への積極的な参加といった社会的な活動については、女性の意向が低くなっています。

しかし、40 歳未満の若い世代では比較的参加意向が高く、世代に応じたアプローチも有効であることがうかがえます。女性のエンパワメントを向上し、政策や方針決定の場への参画を推進するため、身近な環境で意見を述べる機会を多く提供するとともに、若い世代が取り組みやすい内容や体制づくりを進めることが大切です。



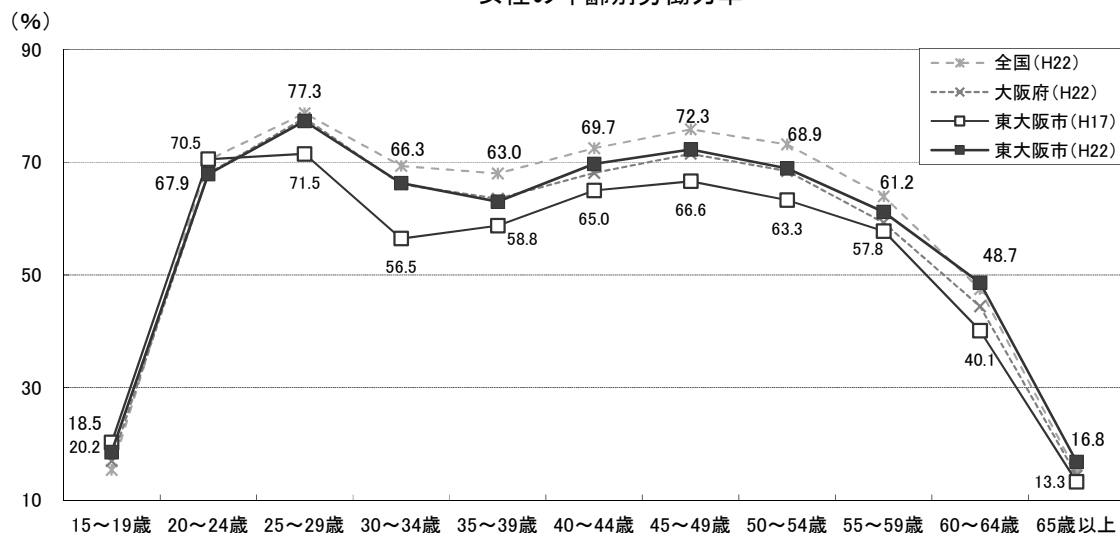
資料：国… 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(各年9月30日現在)

大阪府、東大阪市… 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)

■女性の就労は進んできているが、職場における不平等感は管理職への登用、昇進・昇格、賃金等、あらゆる面で生じている

就労は生活の経済的な基盤を形成するものであり、男女共同参画社会を実現する上で重要な意味を持っています。また、少子・高齢化が進む中で、企業においては女性の活用が重要な成長戦略の一つとなっており、その労働力率は、最も低い35～39歳でも63.0%（平成22年）まで上昇してきています。M字カーブの底が平成17年には30～34歳でしたが、平成22年には35～39歳と、国、東大阪市とも晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇を反映する曲線を描いています。

女性の年齢別労働力率



資料：総務省「国勢調査」 ※総数には「不詳」を含まない、値は東大阪市

今回調査の就労状況を未婚・既婚別にみると、男性では未婚・既婚に関わらず常勤の勤め人が多くなっていますが、女性の既婚者はパート・アルバイト等の非正規雇用である割合が高くなっています。

また、200万円の低賃金層には女性が60.7%（男性25.6%）と圧倒的に多く、700万円以上の高額賃金層は男性12.1%、女性0.9%となっています。

このような状況の背景としては、正社員に比べて賃金水準が低い短時間労働に女性の就労が多いなど、雇用形態において男女間に違いがあること、また、パートやアルバイト等に従事する女性では、収入が一定範囲を超えないよう調整する人もいることなどが考えられます。さらに、女性では離職・転職経験のある人が男性より多く、非正規雇用では、その割合がより高くなるなど、同じ雇用形態であっても、役職や残業時間、勤続年数の男女差が大きく影響しているものと考えられます。あわせて、管理職への登用や昇進・昇格、賃金等の対応について、特に男性の方が優遇されていると感じている人が多く、職場における不平等感を反映した結果となっています。

その一方で、若年男性では、雇用不安、低賃金といった問題を含んだ非正規雇用が多くなっています。将来にわたって経済的な不安を含んだ非正規雇用が未婚者増加の一因となっていることが考えられます。

このような状況を改善するためには、就労する男女に対して適正な処遇・労働条件が確保されるとともに、働く意欲のある人が働き続けられるように、就業機会の拡大や雇用環境の整備を推進していく必要があります。東大阪市では自営業を含めた中小企業が多く、大企業に比べて職場環境の整備が進みにくい状況にあるため、事業主に対しては男女共同参画社会への意識づくりを進め、ポジティブ・アクションが推進されるよう理解を得ていく必要があります。さらには、女性の職業能力を高めるような学習機会を提供することも重要です。

また、男女共同参画社会の実現をめざす上で不可欠な概念として“ダイバーシティ”があります。今回の調査では、性別、価値観、ライフスタイル、セクシュアル・マイノリティ、障害等の多様性を受け入れ、広く人材を活用することで生産性を高めようとする考え方について、回答者の半数以上が肯定的に捉えていることがわかりました。ライフスタイルや価値観が多様化する現代において、企業内でもダイバーシティを推進することが大切です。

■『仕事と家庭生活をともに優先したい』と望みながら、現実には「男は仕事、女は家庭」をそれぞれ優先させている

今回の調査において、仕事と家庭生活を優先することを望む男女が多くなっていますが、現実には「男は仕事、女は家庭」優先となっています。

仕事と生活の調和を図るためには、働く場の確保・再雇用制度の推進・充実、子育て環境や在宅福祉等の整備・充実が求められており、社会全体で取り組む必要があります。

一方で、女性は家族や配偶者の理解・協力を重要視する割合が男性より高くなっています。家族の就労状況やライフスタイルにあわせ、ともに協力し合う意識を持ち、話し合う時間をつくるなど、家族一人ひとりのバランスが保たれるよう世帯ごとに取り組むことも重要です。

また、育児休業や介護休業の取得者は男性より女性の方が多くなっています。介護については、男性の約半数が、自身が介護状態になった場合、妻に介護してほしいと望んでいます。このように、子育てや介護の担い手は女性に求められることが多く、これから女性の就労が進み、高齢化が進展することを考えると、男女がともに子育てや介護に関わりやすい社会の仕組みの構築と、意識改革を進めることが急務です。

さらに、多くの男性が長時間労働をしたり、家事、育児に積極的に関わっていないのは、固定的な性別役割分担意識が大きな要因であると考えられます。女性が多様な分野に参画し、男性にとっても暮らしやすい男女共同参画社会をめざすことが大切です。

■女性の参加が多い地域活動の場においても、男性優遇感が強い

地域に目を向けると、ひとり暮らし高齢者の見守り、子育て支援、災害時における協力体制など、さまざまな課題があり、就労の有無に関わらず男女がともに協力し合って安心・安全なまちづくりを進めていく必要があります。

地域活動への参加状況については、自治会・町内会の活動、PTAや子ども会の活動等、いずれの項目でも男性より女性の参加割合が高くなっていますが、地域活動、社会活動への参加については男性優遇感が強く、男女不平等な状況があることがわかります。

今後は、女性リーダーの養成や地域団体の役員への女性登用の働きかけなどを通じて、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、地域社会との結びつきが希薄な男性が参加しやすいテーマや活動を計画し、地域との関わりを持つ人を増加させていくことが大切です。

また、東日本大震災の教訓として、災害対応における男女共同参画の視点が重要であること、多様な主体による円滑な災害対応のためには、国・地方公共団体、男女共同参画センター、学校、地域組織、企業等の日頃からの連携が重要であること、また、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画が必要不可欠であることが改めて明らかとなりました。今回の調査結果から大半の人が性別に配慮した防災・災害復興対策の必要性を感じており、特に、避難所の設備や運営といった項目についてその意識が高くなっています。

3. 男女が共に自立し、安心して暮らせる生活支援

■男女それぞれの健康上の課題を認識し、その課題に応じた支援の環境づくりが必要

女性も男性も、互いの性を十分に理解し、尊重し合って生きていくことは男女共同参画社会をめざす上で大切なことです。

特に女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっていることから、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。市では女性の心とからだの健康を保つための相談や情報提供等、さまざまな事業を実施していますが、調査結果からみる女性の認知度はいずれの事業も十分であるとはいえません。事業内容の周知をすすめ、不安や悩みを抱えた人が利用しやすい体制を整備するとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する学習の機会を設け、女性が自ら健康づくりに取り組むための支援が必要です。

男性では、30歳代、40歳代で職場の人間関係や不況・解雇、将来性等についてストレスを抱えており、さらには妻や子どもを養うのは、男性の責任であるという固定的な性別役割分担意識が、プレッシャーになっていることも懸念されます。日本の経済成長は「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担による社会構造によって支えられてきたという考え方がありますが、多くの男性は、家族との十分なコミュニケーションをとる時間も少なく、仕事を中心の生活を送ってきました。過労死の大部分が男性であることは、こうした生活に大きな要因があるといえます。

男性は社会や職場などの場面で、女性に対して優遇感が高くなっていますがその分、固定的な性別役割分担意識に裏付けられた社会構造にしばられている現実があります。職場における責任感や社会状況の変化に伴う不安が男性に与える影響は多大なものです。男性が家庭や地域のつながりを大切に、精神的なゆとりをもって暮らすためには、仕事やさまざまな悩みを相談しやすい環境をつくることが大切です。あわせて、家族との交流や地域の仲間づくりにも積極的に取り組むよう働きかけることが重要です。

■地域の福祉課題への関心が高い

男女共同参画を推進するために参加したい活動として、「高齢者や障害者の介助」や「子育て支援活動への参加」が多く、地域の福祉課題への関心の高さがうかがえます。

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年）が制定され、日常生活圏域において医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現が示されており、男女がともに介護を担いながら、社会全体で支えていくための環境整備に取り組む必要があります。

■固定的な性別役割分担意識が根底にある社会の中で母子家庭が貧困に陥りやすくなっている

「第2次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」によると、東大阪市の生活保護を受けている母子世帯数は平成22年3月では1,822世帯となっています。平成16年からの変化を全国や大阪府と比較すると、全国では21.8%の増加、大阪府では6.4%の減少であるのに対し、東大阪市内では25.2%の増加となっています。また、生活保護受給世帯に占める母子世帯の割合は、14.7%

と大阪府平均（14.2％）よりやや高く、全国平均（7.7％）のほぼ倍となっています。

一般的に女性が生活困難に陥る要因として、固定的な性別役割分担意識が十分に解消されていないことや男性優位の雇用環境の問題から、育児や介護などで就業を中断しやすいことや、相対的に低収入であり、不安定な非正規雇用につきやすいことがあるといわれており、今回調査からも、そうした女性の就労状況をうかがうことができます。このような働き方が原因で、女性の年金水準等は低く、高齢期の経済的基盤が弱いという問題も生じています。また、経済的に困難な母子家庭では子どもの進学にも影響を及ぼしており、貧困を次世代に引き継がないためにも切れ目のない支援が必要です。

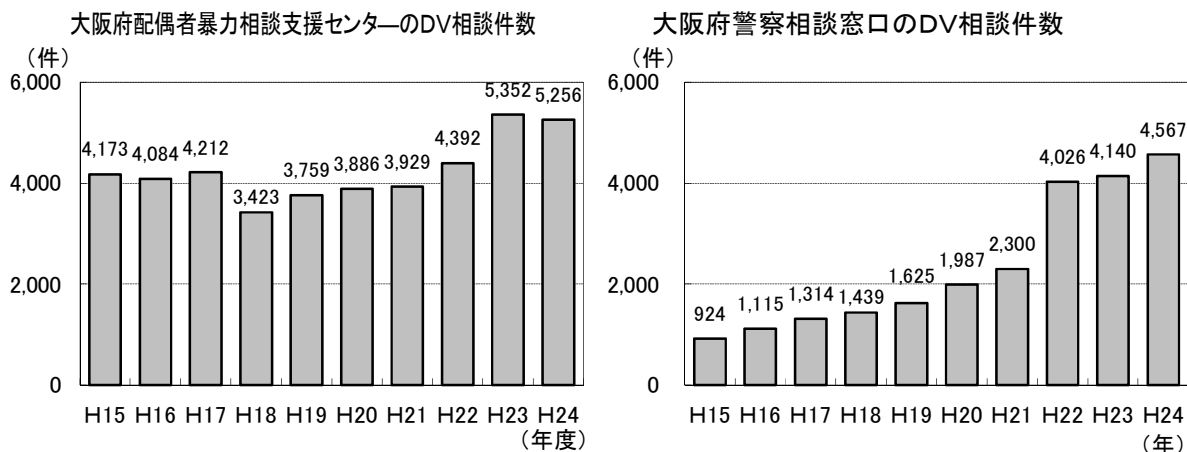
また、結婚していないカップルが子どもを持つこと、いわゆる婚外子について、性別・年齢にかかわらず抵抗がある人は半数以上となっています。日本も批准している「子どもの権利条約」は、出生によるいかなる差別も禁じており、家族形態が多様化する中で、子どもや家族が差別を受けることなく、個人や生き方が尊重される社会をつくることが求められています。

4. あらゆる暴力の根絶

■女性の3割にDVの被害経験があり、そのうち3割はどこにも相談していない

ドメスティック・バイオレンス（DV）やデートDV、ストーカー行為、性犯罪等のあらゆる暴力は潜在化しがちな問題ですが、人権を著しく侵害するものです。これらの暴力は、犯罪となる行為を含み、当事者ばかりではなく、その子どもにも大変な悪影響を及ぼすことがあります。このような状況の改善をめざして「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」（現「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）が平成 13 年に施行され、これまで3回にわたり改正がなされ、平成 25 年の改正では、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力および被害者も対象となっており、法的にも対策が重ねられています。

大阪府内の配偶者暴力相談支援センターで受けた配偶者等からの暴力に関する相談件数は、平成 23 年度以降は5千件を超えており、大阪府警察相談窓口における相談件数も平成 24 年度で4,567 件と年々増加しています。



資料：大阪府「大阪府の男女共同参画の現状と施策」（平成 25 年度版）

大阪府内の配偶者暴力相談支援センターは、大阪府女性相談センター、大阪府子ども家庭センター6か所（中央、池田、吹田、東大阪、富田林、岸和田）、大阪府配偶者暴力相談支援センター、すいたストップDVステーション、堺市配偶者暴力相談支援センターの計 10 か所

今回調査において、配偶者やパートナー、恋人から暴力を受けた経験があるのは、女性 645 人中 192 人（29.8%、男性は 459 人中 56 人で 12.2%）と、男性の 2 倍以上となっており、身体的暴力や精神的暴力に関する被害が多くなっています。暴力行為後の対応として、「二人で話し合った」人が多いものの、「どこにも相談しなかった・相談できなかった」人が被害女性の約 3 割おり、「自分さえ我慢すればやっていけると思った」「自分にも悪いところがあると思った」人も少なからずいる状況です。一方、男性被害者では、公的な相談機関を利用する割合は女性より低く、「相談するほどの事ではない」と思う人が女性より多い傾向にあります。

また近年、デートDVといわれる婚姻関係にない男女間における暴力（交際相手からの暴力）が問題となっていますが、今回調査でも 30 歳未満の若年女性の被害経験者は 59 人中 17 人（28.8%）おり、若年層における暴力が身近に存在していることが考えられます。

DV、性犯罪やセクシュアル・ハラスメント等の女性の人権に対する認識は高くても 5 割程度でさらなる意識啓発が必要な状況です。女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、DVについて理解を深めるとともに、相談窓口の周知や相談体制の充実、被害者の自立支援、加害者に対する更生支援等の対策が必要です。